

平成 27 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、E T F の投資信託約款の変更について、下記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

記

○E T F 名称

TOP I Xブル 2 倍上場投信 (1568)
TOP I Xベア上場投信 (1569)
TOP I Xベア 2 倍上場投信 (1356)
日経平均ブル 2 倍上場投信 (1579)
日経平均ベア上場投信 (1580)
日経平均ベア 2 倍上場投信 (1360)
中国H株ブル 2 倍上場投信 (1572)
中国H株ベア上場投信 (1573) (以下、本E T F といいます。)

○約款の変更理由および内容

関連法令・諸規則が整備されたことから、本E T F の受益権の併合および再分割を可能とすることおよび償還時における金銭での支払いを可能とすることを目的とする、信託約款の一部に所要の変更を行います。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 平成 27 年 6 月 9 日
実施日 : 平成 27 年 6 月 10 日

T O P I Xブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p><u>1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p><u>2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u></p> <p><u>3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p><u>4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</u></p> <p><u>5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第37条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、<u>信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u></p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、<u>受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第37条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、<u>受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>

<p>⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。<u>なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p>	<p>④ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p>
<p>⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u></p>	<p>⑤ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、<u>名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>

TOPIXベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割) 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ <u>前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u></p> <p>3. <u>前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p>
<p>(収益分配金および償還金の支払い) 第37条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録され</p>	<p>(収益分配金および償還金の支払い) 第37条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録され</p>

<p>ている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p> <p>⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p>	<p>ている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>④ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p> <p>⑤ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、<u>名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>
---	--

TOPIXベア2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割<u>および併合</u>できるものとします。</p> <p>④ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、<u>受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p>

<p>2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</p> <p>3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</p> <p>4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</p> <p>5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</p> <p>(収益分配金および償還金の支払い) 第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、<u>信託終了時の基準価額(純資産総額を受益権総口数で除した額)に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u></p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、<u>名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p>⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u></p>	<p>(収益分配金および償還金の支払い) 第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>④ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p> <p>⑤ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、<u>名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>
--	--

日経平均ブル 2 倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割) 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、100 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、100 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第</p>

<p>1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p><u>1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p><u>2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u></p> <p><u>3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p><u>4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</u></p> <p><u>5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</u></p> <p>（収益分配金および償還金の支払い）</p> <p>第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、<u>信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u></p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。<u>なお、名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p>⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、<u>信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式</u></p>	<p>1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p> <p>（収益分配金および償還金の支払い）</p> <p>第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>④ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p> <p>⑤ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、<u>信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>
--	--

などにより償還金を受領できます。

日経平均ベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしがいい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがひ、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u></p> <p>3. <u>前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第37条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <u>前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u></p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いにつ</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしがいい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第37条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いにつ</p>

<p>いて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、<u>名義登録受益者が第15条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p>⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、<u>信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u></p>	<p>いて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>④ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p> <p>⑤ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、<u>信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>
---	---

日経平均ベア2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ <u>前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u></p> <p>3. <u>前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p> <p>(収益分配金および償還金の支払い)</p>

<p>第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、<u>名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p>⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に行なうものとし、<u>信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u></p>	<p>第 37 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p> <p>④ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p> <p>⑤ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、<u>名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>
--	--

中国H株ブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の併合、分割および再分割)</p> <p>第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、100 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、100 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p>

権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。

2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。

3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。

4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。

5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。

(収益分配金および償還金の支払い)

第 38 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。

② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。

③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(純資産総額を受益権総口数で除した額)に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 15 条第 3 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

(収益分配金および償還金の支払い)

第 38 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。

② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。

③ <新設>

③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

④ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、第 1 項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。

⑤ 第 2 項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

中国H株ベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">(受益権の併合、分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。</p> <p>④ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の併合または再分割を行なう場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p><u>1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p><u>2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。</u></p> <p><u>3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p><u>4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。</u></p> <p><u>5. 受益者からの取得申込および一部解約の請求について制限を行なう場合があります。</u></p> <p style="text-align: center;">(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第38条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の償還金として受益者に交付する金銭の額は、<u>信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u></p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、<u>受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>	<p style="text-align: center;">(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。</p> <p>③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>④ <新設></p> <p style="text-align: center;">(収益分配金および償還金の支払い)</p> <p>第38条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 償還金は、信託終了日現在の名義登録受益者に支払います。</p> <p>③ <新設></p> <p>③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、<u>受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>

<p>⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。<u>なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</u></p> <p>⑥ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</p>	<p>④ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。</p> <p>⑤ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、<u>名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。</u></p>
--	--

以上